

平成31年（令和元年）度の事業報告書

平成31年 1月 1日から令和元年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 事業の成果

全国の成年後見制度の利用状況（平成31年1月から令和元年12月まで）について、本年3月に最高裁判所から『成年後見関係事件の概況』が発表された。

特筆すべきは、申立件数が初めて減少に転じ、前年比で1.6%減の35,959件となったこと、また、第三者後見人と家族・親族後見人の割合が78%：22%となり、前年度よりさらに第三者後見人の割合が増加する結果となった点にある。

申立件数の減少は、上記のように家族・親族の後見人が意図的に排除される状況にあることや、一部の第三者後見人等による、利用者（ご本人）やその家族に寄り添わない身勝手に乱暴な行動、不正行為などが報道されたことによる「成年後見制度そのものに対する不信」、「利用のメリットが見いだせない成年後見」の意識が国民に広がった点にあると思われる。

当法人の「成年後見に関する活動」においては、平成31年1月より同年度事業計画書記載のスケジュールに沿って以下の活動を進めた。

当法人が運営する成年後見常設相談所『市民後見センターきょうと』では、京都市内外での講座、セミナーの実施、さらに『後見相談コールセンター』による無料電話相談と面談による無料相談等を実施し、京都市ならびに隣接市町の行政、医療・介護事業者等に対する直接の広報活動を行った結果、相談および紹介案件が着実に増加し、成年後見申立て支援、後見人の受任および任意後見契約等は増加し、活動は一層充実したものとなった。

なお、市民からの相談内容が『成年後見制度』に留まることなく、『遺言』、『相続』、『葬儀』までに広がっている状況に対応するため、専門職の支援も得て成年後見関連の相談にも対応し、いわゆる『終活』に関わるセミナーも開催して、幅広い市民のニーズに応えた。

無料電話で提供する『後見相談コールセンター』事業においては、京都市・府内の利用者が大幅に増加しているため、このサービスは本年度以降も継続することとし、当法人が作成するオリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』の無料配布も引き続き実施している。

また、関係者の親族等から寄せられた寄付金を原資として、京都府内の住民で成年後見制度の利用が必要でありながら申立て費用等の支出が困難な方々を支援するための独自のサービス『オリーブ・プログラム』も継続実施した。

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見1日講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応じて各地で以下記載のとおり成年後見関連のセミナー等を実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

- ・成年後見1日講座 計5回

3月9日 4月13日 7月20日 10月5日 11月16日

（実施場所はいずれも当常設相談所内）

- ・主催セミナー 安心の備えとしての「任意後見制度」について
5月26日（実施場所 京都市景観・まちづくりセンター内）
- ・他府県でのセミナー 家族のための成年後見制度 法定後見・任意後見
6月16日 主催 丹波で地域後見を考える会（兵庫県丹波市氷上町）
- ・地域住民対象セミナー 任意後見と遺言の重要性について
11月30日 主催 西大路ガーデンハイツ シニアの会（京都市南区）

◎他団体でのセミナー実施

- ・居住支援フォーラム これからの安心設計 成年後見・任意後見
5月17日 主催 NPO法人たすけあい三河（愛知県岡崎市竜美丘会館）
- ・市民後見人養成講座 後見実施機関の実務と市民後見
8月4日 主催 NPO法人心の絆ネットワーク（広島市安芸民文化センター）
- ・法人後見の実践例から学ぶ研修会Ⅰ 市民後見センターきょうとの実践例
10月6日 主催 NPO法人成年後見センターかけはし（神奈川県大和市）

◎その他の活動

- ・エクセレントNPO大賞 ノミネート団体に選定 授賞式参加
1月17日 主催 「エクセレントNPO」をめざそう市民会議（毎日新聞本社）
- ・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室に対する要望書提出
当法人を『成年後見制度利用促進法「市町村計画」に基づく地域連携ネットワーク』における相談窓口としての位置付け 5月～10月（京都市）
- ・高齢のお客様に対する対応力向上セミナー参加
9月5日 主催 京都府・京都地域包括ケア推進機構
- ・オリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』2017年改訂版の無償配布を継続
- ・法人独自の事業としての『後見相談コールセンター』業務を継続
- ・寄付金を原資に、独自に企画した成年後見制度利用扶助制度『オリーブ・プログラム』サービスを継続

2) 京都府北部での活動を強化する目的で設置した亀岡拠点、南丹拠点、向日拠点での後見事務を継続している。

3) 「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対 象者の 範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
	別紙記載のとおり			14,379千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
	実施しなかった		0千円

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。